附則を次のように改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等 A	率等 B
補正指数が0.30未満のもの	0.960	0.288
同上0.30以上0.40未満のもの	1.920	
同上0.40以上0.50未満のもの	3.120	−0.480
同上0.50以上0.60未満のもの	4.560	−1.200
同上0.60以上0.70未満のもの	6.240	−2.208
同上0.70以上0.80未満のもの	9.120	−4.224
同上0.80以上のもの	13.440	−7.680

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等 A	率等 B
補正指数が0.10未満のもの	0.50	0.120（0.700）
同上0.10以上0.20未満のもの	0.70	0.100（0.680）
同上0.20以上0.30未満のもの	1.00	0.040（0.620）
同上0.30以上0.40未満のもの	1.40（1.60）	−0.080（0.440）
同上0.40以上0.50未満のもの	2.00（2.40）	−0.320（0.120）
同上0.50以上0.60未満のもの	3.00（3.60）	−0.820（−0.480）
同上0.60以上0.70未満のもの	4.60（5.00）	−1.780（−1.320）
同上0.70以上0.80未満のもの	6.20（8.00）	−2.900（−3.420）
同上0.80以上0.90未満のもの	7.00（12.40）	−3.540（−6.940）
同上0.90以上1.00未満のもの	7.80（16.80）	−4.260（−10.900）
同上1.00以上のもの	9.00（16.80）	−5.460（−10.900）

指定都市にあつては、括弧内の率等とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第三号

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第一号及び第二号の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

文部科学大臣　髙木　義明

厚生労働大臣　細川　律夫

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令

（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）

第一条　精神保健福祉士法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十八号までに掲げる科目とする。

一　次に掲げる科目のうち一科目

イ　人体の構造と機能及び疾病

ロ　心理学理論と心理的支援

ハ　社会理論と社会システム

二　現代社会と福祉

三　地域福祉の理論と方法

四　社会保障

五　低所得者に対する支援と生活保護制度

六　福祉行財政と福祉計画

七　保健医療サービス

八　権利擁護と成年後見制度

九　障害者に対する支援と障害者自立支援制度

十　精神疾患とその治療

十一　精神保健の課題と支援

十二　精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）

十三　精神保健福祉相談援助の基盤（専門）

十四　精神保健福祉の理論と相談援助の展開

十五　精神保健福祉に関する制度とサービス

十六　精神障害者の生活支援システム

十七　精神保健福祉援助演習（基礎）

十八　精神保健福祉援助演習（専門）

十九　精神保健福祉援助実習指導

二十　精神保健福祉援助実習

2　前項第十七号から第二十号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。

一　前項第十七号に掲げる科目　三十時間

二　前項第十八号に掲げる科目　六十時間

三　前項第十九号に掲げる科目　九十時間

四　前項第二十号に掲げる科目　二百十時間

3　実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

二　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

三　精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者